

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百二十三条第八項及び第九項の規定に基づき、金融庁長官が定める資産及び割合を次のように定め、平成二十八年九月一日より適用する。

平成二十八年 月 日

金融庁長官 森 信親

（金融庁長官が定める資産）

第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第八項に規定する金融庁長官が定める資産は、次に掲げるものとする。

一 現金

二 中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ及び欧州評議会開発銀行に限る。）又は我が国の地

方公共団体、地方公共団体金融機構若しくは政府関係機関（次号においてこれらの者を「特定の発行体」という。）の発行する債券のうち、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「銀行自己資本告示」という。）第八十九条第三号に掲げるもの又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（銀行自己資本告示第一条第十五号に定める信用リスク区分をいう。以下同じ。）が1―4以上であるもの（非清算店頭デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。）第二百二十三条第一項第二十一号の五に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）の当事者の一方又はその親会社等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下この号において「令」という。）第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。以下同じ。）、子会社等（令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）若しくは親会社等の子会社等（当該当事者を除く。）が発行するものを除く。）のうち

三 特定の発行体以外の者が発行する債券（銀行自己資本告示第一条第十六号に規定する証券化エクスポージャー及び同条第十六号の二に規定する再証券化エクスポージャー）に該当するものを除く。）のうち

、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（銀行自己資本告示第六十三条又は第六十四条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、同告示第六十五条第一項の表を準用するものとする。以下同じ。）が2―2、4―3、又は5―3以上であるもの（非清算店頭デリバティブ取引の当事者の一方又はその親会社等、子会社等若しくは親会社等の子会社等（当該当事者を除く。）が発行するものを除く。）

四 指定国（金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年金融庁告示第五十九号）第一条第三十八号に規定する指定国をいう。

）の代表的な株価指数を構成する株式を発行する会社の株式又は株式に転換する権利を付与された社債（前号に掲げる債券の信用リスク区分が4―4又は5―4以下である会社が発行する株式又は株式に転換する権利を付与された社債及び非清算店頭デリバティブ取引の当事者の一方又はその親会社等、子会社等若しくは親会社等の子会社等（当該当事者を除く。）が発行するものを除く。）

五 投資信託等（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券又は投資証券、新投資口予約権証券若しくは投資法人債券

又は外国投資証券をいう。以下この号において同じ。）であつて、次に掲げる全ての条件を満たすもの（非清算店頭デリバティブ取引の当事者の一方又はその親会社等、子会社等若しくは親会社等の子会社等（当該当事者を除く。）が発行するものを除く。）

イ 投資対象が主として前各号に掲げるものであること。ただし、当該投資信託等が投資している資産に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるためにデリバティブ取引を用いることを妨げない。

ロ 当該投資信託等の市場における取引価格が毎取引日において公表されていること。

2 前項第二号から第五号までに掲げる非清算店頭デリバティブ取引は、府令第二百二十三条第一項第二十一号の六に規定する非清算店頭デリバティブ取引を行う場合には、「非清算店頭デリバティブ取引（府令第二百二十三条第一項第二十一号の六に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。）とする。」とする。

（金融庁長官が定める割合）

第二条 府令第二百二十三条第九項第二号に規定する資産の時価に乗じる割合として金融庁長官が定める割合は、現金及び前条第四号に掲げるものについては、次の表の一の項の第一欄に掲げる資産の区分に応じ、

同表の第四欄に定める割合とし、同条第二号及び第三号に掲げる債券については、同表の二の項の第一欄に掲げる資産の区分、同表の第二欄の債券に係る信用リスク区分及び同表の第三欄の残存期間の区分に応じて同表の第四欄に定める割合とし、同条第五号に掲げるものについては同号に掲げるものの投資対象に適用される同表の第四欄に定める割合のうち最も高いものとする

				一 現金		第一欄 (資産の区分)	
				前条第四号に掲げるもの			
		二 前条第二号に掲げる債券				第二欄 (信用リスク区分)	
		1―1又は銀行自己資本告示第 八十九条第三号に該当する場合					
		1―2又は1―3					
						第三欄 (残存期間)	
		五年超		一年以下			
		一年超五年以下		一年超五年以下			
		一年以下		千分の五			
		五年超		百分の十五		零	
		百分の四		百分の六		第四欄 (割合)	
		百分の一		百分の三			
		百分の二		百分の五			
		百分の三		百分の六			
		百分の四		百分の九			
		百分の五		百分の十二			
		百分の六		百分の十五			
		百分の七		百分の十八			
		百分の八		百分の二十			
		百分の九		百分の二十五			
		百分の十		百分の三十			
		百分の十一		百分の四十			
		百分の十二		百分の五十			
		百分の十三		百分の六十			
		百分の十四		百分の七十			
		百分の十五		百分の八十			
		百分の十六		百分の九十			
		百分の十七		百分の百			

2 府令第二百二十三条第九項第三号ロに規定する通貨の種類が異なる場合に乗じる割合として金融庁長官が定める割合は、百分の八とする。

前条第三号に掲げる債券						
1—4		2—1、4—1又は5—1		2—2、4—2、4—3、5—		2又は5—3
全ての期間		一年以下	一年超五年以下	五年超	一年以下	一年超五年以下
百分の十五		百分の一	百分の四	百分の八	百分の二	百分の六
						五年超
						百分の十二